



資料編

◆主要な事業に関する事項

令和6年度の事業の概況	34
直近5事業年度における主要な事業の状況	34
直近の2事業年度における事業の状況	35

◆財産の状況

貸借対照表	39
貸借対照表の注記事項	40
損益計算書／損益計算書の注記事項／剰余金処分計算書	43
会計監査人による監査	44
財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認	44
役職員の報酬体系について	44
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	45
有価証券の時価情報	46
金銭の信託の時価情報	46
デリバティブ取引の時価情報	46

◆自己資本比率規制第3の柱に基づく開示事項

(定量的・定性的な開示)

(1) 自己資本の構成に関する事項	47
(2) 自己資本の充実度に関する事項	48
(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	49
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	53
(5) 派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項	53
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	53
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	54
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	54
(9) 金利リスクに関する事項	55





令和6年度の事業の概況

当期の預金積金は、前期比924百万円、0.44%減少し、206,062百万円となりました。うち、要求性預金は、前期比3,719万円、3.37%増加し、113,877百万円、定期性預金は、前期比4,644百万円、4.79%減少し、92,185百万円となりました。

貸出金は、前期比1,923百万円、1.82%増加し、107,565百万円となりました。うち、事業性融資は、前期比2,208百万円、3.45%増加し、66,134百万円となりました。また、個人向け融資は、前期比400百万円、1.08%減少し、36,533百万円、地方公共団体向け融資は、前期比116百万円、2.42%増加し、4,897百万円となりました。貸出金の約定平均金利は、0.062ポイント低下し、2.176%となりました。

これらの結果、預貸率は、1.17ポイント上昇し、52.20%となりました。

損益については、業務収益は、前期比14百

万円、0.44%増加し、3,198百万円となりました。業務費用は、前期比54百万円、2.02%増加し、2,741百万円となりました。これらの結果、業務純益は、40百万円、8.10%減少し、456百万円となりました。また、経常利益は、前期比175百万円、29.14%減少し、427百万円となりました。当期純利益は、前期比38百万円、9.59%減少し、367百万円となりました。

諸利回りの資金運用利回りは、貸出金利回り、有価証券利回りは低下したものの預け金利回りが上昇したため、0.02ポイント上昇し、1.36%となりました。預金原価率は、前期比0.05ポイント上昇し、1.06%となりました。これらの結果、預金貸出金利鞘は、前期比0.10ポイント低下し、1.24%、総資金利鞘は、前期比0.03ポイント低下し、0.30%となりました。

直近の5事業年度における主要な事業の状況

最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	3,566,808	3,292,124	3,186,882	3,320,362	3,248,632 千円
経常利益	290,923	536,360	501,452	603,758	427,816 千円
当期純利益	258,868	467,307	360,420	406,564	367,571 千円
出資総額	1,874	1,880	1,880	1,861	1,860 百万円
出資総口数	3,749	3,761	3,760	3,723	3,720 千口
純資産額	8,794	8,299	7,108	7,174	5,839 百万円
総資産額	241,300	241,644	224,962	216,853	214,369 百万円
預金積金残高	204,862	207,889	214,759	206,987	206,062 百万円
貸出金残高	104,564	104,378	105,897	105,641	107,565 百万円
有価証券残高	45,685	45,855	44,344	42,258	41,029 百万円
単体自己資本比率	9.27	9.42	9.93	10.20	10.20 %
出資に対する配当金	10	10	10	10	10 円
役員数	181	189	184	178	176 人



直近の2事業年度における事業の状況

■業務粗利益

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	2,870,732	2,768,362
資金運用収益	2,889,121	2,881,798
資金調達費用	18,388	113,435
役務取引等収支	△ 278,728	△ 237,683
役務取引等収益	260,750	286,376
役務取引等費用	539,479	524,059
その他の業務収支	34,137	27,763
その他業務収益	34,221	30,024
その他業務費用	84	2,261
業務粗利益	2,626,140	2,558,442
業務粗利益率	1.11 %	1.20 %

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

■業務純益

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
業務純益	496,722	456,451
実質業務純益	496,722	456,451
コア業務純益	496,722	456,451
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	498,903	499,256

■利鞘

(単位：%)

	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	1.34	1.36
資金調達原価率	1.01	1.06
総資金利鞘	0.33	0.30

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

■資金運用収支の内訳

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	215,386	211,540	2,889,121	2,881,798	1.34	1.36
うち貸出金	105,120	105,345	2,477,148	2,432,167	2.35	2.30
うち預け金	63,503	59,851	142,470	208,433	0.22	0.34
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	45,943	45,236	249,199	220,848	0.54	0.48
資金調達勘定	211,612	208,287	18,388	113,435	0.00	0.05
うち預金積金	210,273	207,170	16,182	111,541	0.00	0.05
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	1,180	982	1,732	1,421	0.14	0.14
うちコマーシャルペーパー	-	-	-	-	-	-

■受取利息及び支払利息の対前年度増減

(単位：千円)

	令和5年度			令和6年度		
	残高による影響	利率による影響	純増減	残高による影響	利率による影響	純増減
受取利息	△ 87,275	100,499	13,224	△ 59,447	52,125	△ 7,322
うち貸出金	19,485	△ 36,908	△ 17,423	5,283	△ 50,263	△ 44,980
うち預け金	△ 12,987	77,174	64,187	△ 7,647	73,609	65,962
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	△ 7,173	△ 26,367	△ 33,540	△ 3,794	△ 24,557	△ 28,351
支払利息	△ 358	0	△ 358	△ 260	95,306	95,046
うち預金積金	△ 13	0	△ 13	△ 214	95,572	95,358
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	52	△ 413	△ 361	△ 288	△ 23	△ 311
うちコマーシャルペーパー	-	-	-	-	-	-

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法で算出しております。



■総資産利益率 (単位：%)

	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率(又は損失率)	0.27	0.19
総資産当期純利益率(又は損失率)	0.18	0.16

(注) 総資産経常(当期)利益率(又は損失率) = $\frac{\text{経常(当期)利益(又は損失)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

■定期預金残高 (単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
定期預金	89,597	85,904
固定金利定期預金	89,596	85,903
変動金利定期預金	1	1

■預金・譲渡性預金平均残高 (単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
流動性預金	109,422	112,311
うち有利息預金	99,941	102,361
定期性預金	100,354	94,307
うち固定自由金利定期預金	92,482	87,592
うち変動自由金利定期預金	1	1
その他	496	551
小計	210,273	207,170
譲渡性預金	-	-
合計	210,273	207,170

■貸出金業種別内訳 (単位：百万円、%)

業種区分	令和5年度			令和6年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
金利区分別合計		105,641	100.00		107,565	100.00
変動金利		63,369	59.98		66,464	61.78
固定金利		42,272	40.01		41,101	38.21
使途別合計		105,641	100.00		107,565	100.00
設備資金		56,780	53.74		58,480	54.36
運転資金		48,861	46.25		49,084	45.63
業種別合計	13,085	105,641	100.00	12,652	107,565	100.00
製造業	158	3,075	2.91	157	3,276	3.04
農業、林業	106	1,040	0.98	105	983	0.91
漁業	18	96	0.09	19	100	0.09
鉱業、採石業、砂利採取業	5	308	0.29	4	295	0.27
建設業	553	9,275	8.77	556	9,534	8.86
電気・ガス・熱供給・水道業	24	500	0.47	24	444	0.41
情報通信業	9	247	0.23	9	305	0.28
運輸業、郵便業	58	1,170	1.10	58	1,020	0.94
卸売業、小売業	483	6,846	6.48	464	7,176	6.67
金融業、保険業	26	2,424	2.29	24	2,794	2.59
不動産業	444	25,638	24.26	464	27,817	25.86
物品賃貸業	10	816	0.77	9	760	0.70
学術研究、専門・技術サービス業	56	682	0.64	57	605	0.56
宿泊業	10	305	0.28	11	336	0.31
飲食業	241	1,977	1.87	233	1,849	1.71
生活関連サービス業、娯楽業	174	1,240	1.17	161	1,032	0.95
教育、学習支援業	18	369	0.34	18	310	0.28
医療、福祉	102	3,247	3.07	102	2,923	2.71
その他のサービス	259	4,662	4.41	252	4,565	4.24
小計	2,754	63,926	60.51	2,727	66,134	61.48
地方公共団体	10	4,781	4.52	11	4,897	4.55
個人	10,321	36,933	34.96	9,914	36,533	33.96

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



■貸出金科目別平均残高

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
手形貸付	3,703	4,370
証書貸付	96,581	95,818
当座貸越	4,402	4,803
割引手形	432	352
合計	105,120	105,345

■債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	379	336
その他	—	—
計	379	336
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	0	0
信用	107	85
合計	487	421

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
当金庫預金積金	1,323	1,515
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	23,260	24,031
その他	—	—
計	24,584	25,547
信用保証協会・信用保険	30,264	28,468
保証	18,537	18,352
信用	32,255	35,197
合計	105,641	107,565

■預貸率

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度
貸出金(期末残高)(A)	105,641	107,565
預金(期末残高)(B)	206,987	206,062
預貸率 (A / B)	51.03	52.20
期中平均	49.99	50.84

(注)預金には定期積金を含んでおります。

■預証率

(単位：百万円、%)

	令和5年度	令和6年度
有価証券(期末残高)(A)	42,258	41,029
預金(期末残高)(B)	206,987	206,062
預証率 (A / B)	20.41	19.91
期中平均	21.84	21.83

(注)預金には定期積金を含んでおります。



■商品有価証券の種類別平均残高……………該当ありません

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	令和5年度								令和6年度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合 計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合 計
国 債	2,204	903	-	-	-	3,055	-	6,163	899	-	-	-	-	2,763	-	3,663
地 方 債	1,102	2,003	4,967	2,540	5,134	-	-	15,747	1,198	3,240	3,658	2,427	7,316	-	-	17,841
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	1,303	-	-	191	2,227	-	3,722	1,098	197	-	185	-	2,042	-	3,524
株 式	-	-	-	-	-	-	107	107	-	-	-	-	-	-	109	109
外 国 証 券	-	400	-	-	400	1,700	4,057	6,557	400	-	-	200	200	1,700	4,605	7,105
その他の証券	-	-	-	-	-	-	9,959	9,959	-	-	-	-	-	-	8,785	8,785

■有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区 分		令和5年度		令和6年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	6,163	8,042	3,663	5,648
	合 計	6,163	8,042	3,663	5,648
地 方 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	15,747	15,802	17,841	17,173
	合 計	15,747	15,802	17,841	17,173
短 期 社 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
政 府 保 証 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	3,530	3,699	3,338	3,699
	合 計	3,530	3,699	3,338	3,699
公 社 公 団 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
金 融 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
事 業 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	191	199	185	199
	合 計	191	199	185	199
新 株 予 約 権 付 社 債	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
株 式	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	107	88	109	88
	合 計	107	88	109	88
外 国 証 券	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	2,500	3,416	2,500	4,015
	そ の 他 の 目 的	4,057	2,968	4,605	2,968
	合 計	6,557	6,385	7,105	6,984
そ の 他 の 有 価 証 券	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	9,959	11,724	8,785	11,441
	合 計	9,959	11,724	8,785	11,441
貸 付 有 価 証 券	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	-	-	-	-
	そ の 他 の 目 的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
計	売 買 目 的	-	-	-	-
	満 期 保 有 目 的	2,500	3,416	2,500	4,015
	そ の 他 の 目 的	39,758	42,527	38,529	41,220
	合 計	42,258	45,943	41,029	45,236





貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

貸借対照表

(単位：百万円)

「資産」 科目	令和5年度 (6年3月末)	令和6年度 (7年3月末)	「負債及び純資産」 科目	令和5年度 (6年3月末)	令和6年度 (7年3月末)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,146	3,247	預金積金	206,987	206,062
預け金	60,755	56,426	当座預金	2,332	2,158
有価証券	42,258	41,029	普通預金	106,453	109,641
国債	6,163	3,663	貯蓄預金	268	243
地方債	15,747	17,841	通知預金	765	835
社債	3,722	3,524	定期預金	89,597	85,904
株式	107	109	定期積金	7,232	6,280
その他の証券	16,517	15,891	その他の預金	337	999
貸出金	105,641	107,565	借入金	1,035	873
割引手形	465	237	借入金	1,035	873
手形貸付	4,422	4,717	その他負債	451	444
証書貸付	96,153	97,606	未決済為替借	87	60
当座貸越	4,600	5,003	未払費用	64	118
その他資産	1,419	1,447	給付補てん備金	0	0
未決済為替貸	72	46	未払法人税等	22	8
信金中金出資金	1,106	1,106	前受収益	60	62
未収収益	178	203	払戻未済金	17	11
その他の資産	61	90	払戻未済持分	0	3
有形固定資産	4,309	4,231	職員預り金	97	96
建物	813	793	リース債務	50	26
土地	3,199	3,194	その他の負債	49	56
リース資産	54	29	賞与引当金	141	142
その他の有形固定資産	241	213	役員賞与引当金	4	4
無形固定資産	22	21	役員退職慰労引当金	77	94
ソフトウェア	9	10	その他の引当金	21	16
リース資産	0	0	再評価に係る繰延税金負債	472	469
その他の無形固定資産	13	10	債務保証	487	421
前払年金費用	175	185	負債の部合計	209,678	208,529
繰延税金資産	119	73	(純資産の部)		
債務保証見返	487	421	出資金	1,861	1,860
貸倒引当金	△ 483	△ 280	普通出資金	1,861	1,860
(うち個別貸倒引当金)	(△ 381)	(△ 210)	利益剰余金	6,807	7,141
			利益準備金	1,645	1,686
			その他利益剰余金	5,162	5,455
			特別積立金	4,323	4,773
			(特別変動積立金)	(3,050)	(3,500)
			当期末処分剰余金	839	682
			処分未済持分	△ 0	△ 0
			会員勘定合計	8,668	9,001
			その他有価証券評価差額金	△ 2,414	△ 4,080
			土地再評価差額金	921	919
			評価・換算差額等合計	△ 1,493	△ 3,161
			純資産の部合計	7,174	5,839
資産の部合計	216,853	214,369	負債及び純資産の部合計	216,853	214,369



(注)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却（リース資産を除く）は定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年
その他 2年～4.5年

- 無形固定資産の減価償却（リース資産を除く）は、定額法により償却しております。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。

- 貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,720百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生する翌事業年度から費用処理（又は損益処理）

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
【令和6年3月分】 0.1665%
- 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であ

り、当金庫は、当期の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金8百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算出されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- その他の引当金に含まれる睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- その他の引当金に含まれる偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 280百万円

- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額97百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額3,201百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	301百万円
危険債権額	809百万円
三月以上延滞債権額	36百万円
貸出条件緩和債権額	260百万円
合計額	1,407百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- ローン・パーティシペーションで、移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（令和6年7月1日）に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、149百万円であり、
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は237百万円であり、
- 担保に供している資産は次のとおりであります。



担保に供している資産	
有価証券	299百万円
定期預け金	3,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	119百万円
借入金	873百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、定期預け金5,000百万円を差し入れております。また、熊本県、熊本市等の収納代理等の取引の担保として、定期預け金2百万円を差し入れております。

22. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,432百万円

23. 出資1口当たりの純資産額 1,570円03銭

24. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準に従い行われております。

このうち、経営企画部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融商品及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合の経済価値は、4,204百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	56,426	56,154	△271
有価証券	40,986	40,556	△429
満期保有目的の債券	2,500	2,070	△429
その他有価証券	38,486	38,486	-
貸出金（*1）	107,565		
貸倒引当金（*2）	△271		
	107,293	107,732	438
金 融 資 産 計	204,706	204,443	△262
預金積金	206,062	206,001	△61
借入金（*1）	873	831	△41
金 融 負 債 計	206,935	206,832	△103

（*1）貸出金、借入金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- （注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

- (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

- (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については26.に記載しております。

- (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額



- ②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 ③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	36
信金中央金庫出資金	1,106
組合出資金	6
合 計	1,150

非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額（期間の定めのないもの等については除いております。）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 預け金	17,502	19,050	13,000	-
(2) 貸出金	17,908	36,972	22,712	24,060
(3) 有価証券	3,596	7,095	10,330	6,506
満期保有目的	400	-	400	1,700
その他有価証券	3,196	7,095	9,930	4,806
合 計	39,006	63,117	46,042	30,566

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額（期間の定めのないもの等については除いております。）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 預金積金	77,053	14,375	3	49
(2) 借入金	-	48	825	-
合 計	77,053	14,423	828	49

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

満期保有目的の債券

時価が貸借対照表計上額を超えるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

時価が貸借対照表計上額を超えないもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	2,500	2,070	△429
合 計	2,500	2,070	△429

その他有価証券

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	73	52	21
債券	400	399	0
国債	300	299	0
地方債	-	-	-
社債	100	100	0
その他	359	200	159
合 計	832	651	180

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	-	-	-
債券	24,628	26,515	△1,886
国債	3,363	4,115	△752
地方債	17,841	18,600	△758
社債	3,424	3,800	△375
その他	13,025	15,399	△2,374
合 計	37,653	41,915	△4,261

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,917百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが9,526百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその

他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	34百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	39百万円
減価償却損金算入限度額超過額	51百万円
繰越欠損金	9百万円
その他有価証券評価差額金	1,158百万円
減損損失	11百万円
その他	83百万円
繰延税金資産小計	1,388百万円
評価性引当額	1,262百万円
繰延税金資産合計	125百万円

繰延税金負債

前払年金費用	52百万円
繰延税金負債合計	52百万円
繰延税金資産の純額	73百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.38%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は1百万円増加（繰延税金負債は1百万円増加）し、法人税等調整額は0百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は11百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

29. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	-百万円
顧客との契約から生じた債権	2百万円
契約負債	-百万円



■損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (5.4.1~6.3.31)	令和6年度 (6.4.1~7.3.31)	科 目	令和5年度 (5.4.1~6.3.31)	令和6年度 (6.4.1~7.3.31)
経 常 収 益	3,320,362	3,248,632	そ の 他 業 務 費 用	84	2,261
資 金 運 用 収 益	2,889,121	2,881,798	そ の 他 の 業 務 費 用	84	2,261
貸 出 金 利 息	2,477,148	2,432,167	経 費	2,146,611	2,119,136
預 け 金 利 息	142,470	208,433	人 件 費	1,283,301	1,290,573
有 価 証 券 利 息 配 当 金	249,199	220,848	物 件 費	768,693	735,722
そ の 他 の 受 入 利 息	20,302	20,349	税 金	94,616	92,839
役 務 取 引 等 収 益	260,750	286,376	そ の 他 経 常 費 用	12,039	61,923
受 入 為 替 手 数 料	70,381	68,909	貸 出 金 償 却	-	16,003
そ の 他 の 役 務 収 益	190,369	217,466	そ の 他 の 経 常 費 用	12,039	45,920
そ の 他 業 務 収 益	34,221	30,024	経 常 利 益	603,758	427,816
そ の 他 の 業 務 収 益	34,221	30,024	特 別 利 益	17,357	1,106
そ の 他 経 常 収 益	136,268	50,433	固 定 資 産 処 分 益	17,357	1,106
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	121,800	39,503	特 別 損 失	142,732	7,216
償 却 債 権 取 立 益	2,381	1,542	固 定 資 産 処 分 損	7,716	2,401
そ の 他 の 経 常 収 益	12,086	9,387	減 損 損 失	135,015	4,814
経 常 費 用	2,716,603	2,820,816	税 引 前 当 期 純 利 益	478,383	421,706
資 金 調 達 費 用	18,388	113,435	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	42,730	9,528
預 金 利 息	15,941	111,260	法 人 税 等 調 整 額	29,088	44,606
給 付 補 て ん 備 金 繰 入 額	241	281	法 人 税 等 合 計	71,818	54,134
借 用 金 利 息	1,732	1,421	当 期 純 利 益	406,564	367,571
そ の 他 の 支 払 利 息	473	473	繰 越 金 (当 期 首 残 高)	336,187	311,342
役 務 取 引 等 費 用	539,479	524,059	特 別 変 動 積 立 金 取 崩 額	20,000	0
支 払 為 替 手 数 料	43,029	43,041	土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	76,590	3,483
そ の 他 の 役 務 費 用	496,450	481,018	当 期 末 処 分 剩 余 金	839,343	682,396

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額98円73銭
- 当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	用途	種類	減損損失 (千円)
玉名市	営業店 (伊倉支店)	土地	4,814

当金庫は、管理会計上の最小区分である営業店単位 (預金特化型、店長兼任店舗は母店と合算) でグルーピングを行っております。また、本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当期に収益性の低下等が認められた上記支店については、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は時価 (合理的に算定された価額) を適用しております。

- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、286,376千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (5.4.1~6.3.31)	令和6年度 (6.4.1~7.3.31)
当 期 末 処 分 剩 余 金	839,343	682,396
剰 余 金 処 分 額	528,001	314,033
利 益 準 備 金	41,000	37,000
(普 通) 出 資 に 対 す る 配 当 金	(年2%) 37,001	(年2%) 37,033
特 別 積 立 金	450,000	240,000
(うち 特 別 変 動 積 立 金)	450,000	240,000
次 期 繰 越 金	311,342	368,363



会計監査人による監査

令和6年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、福岡監査法人の監査を受けております。

財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和7年6月24日
熊本中央信用金庫
理事長 岡本浩幸

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（単位：百万円）

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	96

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」82百万円、「賞与」14百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

債権の区分	令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	460	301
危険債権	799	809
要管理債権	27	296
3ヶ月以上延滞債権	15	36
貸出条件緩和債権	11	260
小計 (A)	1,287	1,407
保全額 (B)	1,103	1,079
個別貸倒引当金 (C)	372	201
一般貸倒引当金 (注) (D)	4	21
担保・保証等 (E)	727	855
保全率 (B) / (A) (%)	85.68%	76.65%
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)	67.12%	40.44%
正常債権 (F)	104,930	106,664
総与信残高 (A) + (F)	106,218	108,072

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

貸出金償却の額

貸出金償却

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
貸出金償却	-	16,003



有価証券の時価情報

■ 売買目的有価証券……該当ありません

■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額			貸借対照表 計上額	時 価	差 額		
			うち益	うち損	うち益			うち損		
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	2,500	2,193	△ 306	0	307	2,500	2,070	△ 429	—	429
合 計	2,500	2,193	△ 306	0	307	2,500	2,070	△ 429	0	429

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

■ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの……該当ありません

■ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照 表計上額	評価差額			取得原価 (償却原価)	貸借対照 表計上額	評価差額		
			うち益	うち損	うち益			うち損		
株 式	52	70	18	18	0	52	73	21	21	—
債 券	26,416	25,633	△ 782	28	811	26,915	25,028	△ 1,886	0	1,886
国 債	6,616	6,163	△ 452	7	460	4,415	3,663	△ 752	0	752
地方債	15,900	15,747	△ 152	16	169	18,600	17,841	△ 758	—	758
社 債	3,900	3,722	△ 177	3	181	3,900	3,524	△ 375	0	375
その他	15,660	14,010	△ 1,650	260	1,910	15,606	13,391	△ 2,215	159	2,374
合 計	42,129	39,714	△ 2,414	307	2,722	42,573	38,493	△ 4,080	180	4,261

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

■ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	36	36
組合出資金	6	6
合 計	43	43

金銭の信託の時価情報

■ 運用目的の金銭の信託……該当ありません

■ 満期保有目的の金銭の信託……該当ありません

■ その他の金銭の信託……該当ありません

デリバティブ取引の時価情報 (信用金庫法施行規則第15条の2の2第1項第5号に掲げる取引)

■ 金利関連取引……該当ありません

■ 通貨関連取引……該当ありません

■ 株式関連取引……該当ありません

■ 債券関連取引……該当ありません

■ 商品関連取引……該当ありません

■ クレジットデリバティブ取引……該当ありません



単体における事業年度の開示事項

(単位：百万円)

自己資本の構成に関する事項

	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,631	8,964
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,861	1,860
うち、利益剰余金の額	6,807	7,141
うち、外部流出予定額(△)	37	37
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	102	70
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	102	70
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,733	9,034
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	22	21
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	22	21
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	8	38
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	127	132
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	158	193
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	8,575	8,841
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	78,947	81,529
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,047	5,088
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	83,995	86,618
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.20%	10.20%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

《自己資本調達手段の概要》

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資(発行主体：当金庫)のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、1,860百万円となります。

《用語解説》【リスク・アセット】リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。



■自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	78,947	3,157	81,529	3,261
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	75,829	3,033	77,931	3,117
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,334	453	12,002	480
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	200	8
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け	9,054	362	12,032	481
中小企業等向け及び個人向け	19,451	778	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	10,095	403
トランザクター向け	-	-	477	19
抵当権付住宅ローン	1,021	40	-	-
不動産取得等事業向け	26,503	1,060	-	-
不動産関連向け	-	-	35,219	1,408
自己居住用不動産等向け	-	-	9,102	364
賃貸用不動産向け	-	-	17,659	706
事業用不動産関連向け	-	-	7,839	313
その他不動産関連向け	-	-	617	24
ADC向け	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-
三月以上延滞等	166	6	-	-
延滞等向け	-	-	1,088	43
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	53	2
取立未済手形	14	0	9	0
信用保証協会等による保証付	562	22	563	22
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	95	3	-	-
出資等のエクスポージャー	95	3	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
株式等	-	-	95	3
上記以外	7,624	304	6,771	270
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,979	79	1,939	77
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	5,644	225	4,832	193
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
短期STC要件適用分	-	-	-	-
不良債権証券化適用分	-	-	-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	3,036	121	3,425	137
ルック・スルー方式	3,036	121	3,425	137
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-



	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
④未決済取引			-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	82	3	172	6
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	5,047	201	5,088	203
BI			3,392	
BIC			407	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	83,995	3,359	86,618	3,464

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引との与信相当額のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別、業種別及び残存期間別>(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
	国内	国外	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券			
			5年度	6年度	5年度	6年度		
国内	197,210	198,898	106,218	110,660	26,416	26,916	392	1,419
国外	2,500	2,500	-	-	2,500	2,500	-	-
地域別合計	199,710	201,398	106,218	110,660	28,916	29,416	392	1,419
製造業	3,238	3,455	3,238	3,455	-	-	6	73
農業、林業	1,412	1,323	1,412	1,323	-	-	1	1
漁業	249	297	249	297	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	311	296	311	296	-	-	143	22
建設業	10,510	10,931	10,510	10,931	-	-	47	107
電気・ガス・熱供給・水道業	609	553	509	453	100	100	-	-
情報通信業	258	322	249	313	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1,404	1,257	1,252	1,105	100	100	-	-
卸売業、小売業	7,632	7,912	7,632	7,912	-	-	12	109
金融・保険業	67,276	63,332	2,499	2,885	2,500	2,500	-	184
不動産業	26,807	29,246	26,807	29,246	-	-	72	574
物品賃貸業	819	784	817	782	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	855	777	855	777	-	-	-	-
宿泊業	307	338	306	338	-	-	22	10
飲食業	2,464	2,366	2,464	2,366	-	-	-	134
生活関連サービス、娯楽業	1,828	1,735	1,818	1,725	-	-	0	46
教育、学習支援業	387	325	387	325	-	-	-	-
医療、福祉	3,689	3,528	3,689	3,528	-	-	39	-
その他のサービス	5,039	4,981	5,039	4,981	-	-	7	31
国・地方公共団体等	30,998	31,614	4,782	4,898	26,216	26,716	-	-
個人	31,384	32,716	31,384	32,716	-	-	40	122
その他	2,225	3,300	-	-	-	-	-	-
業種別合計	199,710	201,398	106,218	110,660	28,916	29,416	392	1,419
1年以下	33,847	34,247	12,544	13,144	3,300	3,600		
1年超3年以下	29,781	31,378	6,681	8,878	4,600	3,500		
3年超5年以下	13,454	13,470	8,454	9,620	5,000	3,800		
5年超7年以下	16,348	15,330	13,748	12,330	2,600	3,000		
7年超10年以下	36,351	37,704	17,551	16,804	5,800	7,900		
10年超	54,631	56,553	47,015	48,937	7,616	7,616		
期間の定めのないもの	15,295	12,713	222	944	-	-		
残存期間別合計	199,710	201,398	106,218	110,660	28,916	29,416		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有価証券(債券除く)、未決済為替貸が含まれます。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	164	102	-	164	102	102	70	-	102	70
個別貸倒引当金	778	381	248	530	381	381	210	23	358	210
合計	943	483	248	694	483	483	280	23	460	280

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高		5年度	6年度
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
製造業	13	12	△0	0	12	12	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	3
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	145	74	△70	△74	74	0	69	-
建設業	31	36	5	△3	36	32	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	8	-	△8	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	65	64	△1	△52	64	11	-	20
金融業・保険業	87	86	△0	0	86	86	-	-
不動産業	290	71	△218	△30	71	40	171	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	6	5	△0	△5	5	-	1	15
飲食業	27	2	△24	△2	2	0	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	53	3	△49	△0	3	3	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	9	-	△9	-	-	-	-	-
その他のサービス	10	-	△10	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	22	13	△8	△1	13	11	6	-
合計	769	372	△397	△171	372	201	248	39

(注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,247	-	3,247	-	-	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,285	-	11,285	-	-	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	23,498	-	23,498	-	-	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	57,756	-	57,756	-	12,002	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,000	-	1,000	-	200	20%
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	15,097	-	14,107	590	12,032	82%
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	20,904	1,638	19,615	1,638	10,095	47%
トランザクチャー向け	-	19,662	-	1,331	477	36%
不動産関連向け	50,830	-	50,319	-	35,219	70%
自己居住用不動産等向け	22,116	-	22,067	-	9,102	41%
賃貸用不動産向け	20,169	-	19,962	-	17,659	88%
事業用不動産関連向け	7,493	-	7,260	-	7,839	108%
その他不動産関連向け	1,050	-	1,029	-	617	60%
A D C 向け	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	870	-	849	2	1,088	128%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	124	-	124	4	53	41%
取立未済手形	46	-	46	-	9	20%
信用保証協会等による保証付	12,923	-	12,923	10	563	4%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	95	-	95	-	95	100%
合計					71,156	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	3,247	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	11,285	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	23,498	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	54,245	-	2,511	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,331	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,331	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	892	475	2,295	-	307	-	645	-	2,135	693	44	2,165	1
自己居住用不動産等向け	-	-	-	892	475	939	-	-	-	645	-	-	693	-	-	1
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,356	-	307	-	-	-	2,135	-	44	1,136	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,029	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	7,296	5,637	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	45,328	5,637	-	55,283	475	4,806	-	307	-	1,646	-	3,467	816	44	2,165	1

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,247
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,285
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,498
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57,756
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	-	-	10,279	-	-	4,218	-	-	-	-	-	-	-	-	14,697
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	18,578	-	-	-	-	1,343	-	-	-	-	-	-	-	-	21,253
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,331
不動産関連向け	18,779	1,678	-	-	389	-	-	12,794	6,263	4	-	751	-	-	-	50,319
自己居住用不動産等向け	18,392	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,067
賃貸用不動産向け	-	1,651	-	-	-	-	-	12,794	-	-	-	536	-	-	-	19,962
事業用不動産関連向け	386	-	-	-	389	-	-	-	6,263	4	-	215	-	-	-	7,260
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,029
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	276	-	-	-	-	553	-	-	-	852
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	129	-	-	-	-	-	-	-	-	129
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12,934
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95	-	-	95
合 計	18,779	20,256	-	10,279	389	-	5,967	12,794	6,263	4	-	1,305	95	-	-	196,117

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。



■リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	51,609
10%	—	5,971
20%	16,710	56,742
35%	—	2,472
50%	11,759	254
75%	—	14,950
100%	—	38,517
150%	—	73
250%	—	448
その他	—	—
計	28,469	171,041
合計	199,511	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：百万円、%)

告示で定めるリス ク・ウェイト区分 (%)	令和6年度		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合 計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	128,146	5,860	10%	128,668
40%~70%	20,600	14,885	10%	21,355
75%	12,481	3,028	13%	11,683
80%	—	—	—	—
85%	10,512	1,556	24%	10,106
90%~100%	4,156	967	16%	3,868
105%~130%	19,388	—	—	19,062
150%	1,299	0	10%	1,276
250%	95	—	—	95
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	196,680	26,299	11%	196,117

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リス
ク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

《信用リスクに関する項目》

①リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、企業及び個人への貸出金が業況悪化などから約定どおりに返済されず、回収不能となり、当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全化を目指して審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制を執っています。また大口融資については、融資担当者以外も参加する融資審査会を設け、より厳格な審査体制により万全を期しています。信用リスクの評価につきましては、当金庫では厳格な自己査定を実施しております。以上、一連の信用リスク管理の状況につきましては、ALM委員会やリスク管理会議で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会といった経営陣に対する報告を行う態勢を構築しております。貸倒引当金は、「自己査定基準・マニュアル」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された予想損失率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

②リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・RSI(株式会社格付投資情報センター)
- ・Moody's(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・JCR(株式会社日本格付研究所)
- ・S&P(スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス)



信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,313	2,248	30,878	31,725

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

《信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要》

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」及び「担保評価基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替等に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、当庫が採用している適格格付機関が付与している格付により判定をしております。又、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項…該当ありません

《派生商品取引及び長期決済機関取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要》

当金庫においては、派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておらず、これらの取引の取引相手方のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要についての取り決め等は行っていません。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項…該当ありません

《証券化エクスポージャーに関する事項》

①リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、リスク管理会議に諮り、適切なリスク管理に努めています。一方、オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えています。現時点ではオリジネーターとしての役割は実施していません。

②証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

③証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

④証券化エクスポージャーの種類毎のリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・ R&I (株式会社格付投資情報センター)
- ・ Moody's (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- ・ JCR (株式会社日本格付研究所)
- ・ S&P (スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス)



出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	309	309	260	260
非上場株式等	1,150	—	1,150	—
合 計	1,459	309	1,410	260

②出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償 却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	57	9

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

《銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要》

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託等にかかるリスクの認識については、時価評価及びBPVによるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況等について、定期的実施するALM委員会等に報告するとともにリスク管理会議(常勤理事会)で、報告を行っております。一方、非上場株式等、上記以外についても、その状況について、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	15,460	15,400
マンドート方式を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		

オペレーショナル・リスクに関する事項

①リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、統合的リスク管理規程に基づくオペレーショナル・リスク管理要領を踏まえ、当金庫が業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること、外生的な事象により損失を被るリスクをいい、具体的には事務リスク、システムリスク、風評リスク、法務リスク、人的リスク及び有形資産リスクと定義しています。

オペレーショナル・リスクは、総合的に管理することを重視し、リスクの所在・種類・特性についての特定・評価・モニタリング・コントロール等を行い、リスクの極小化・収益の確保に努めることを基本的な考え方とし、主管部署からリスク管理会議に報告することとしています。

②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の概要

(1)算出に使用する手法の名称

当金庫は「標準的計測手法」を採用しております。

(2)BIの算出方法

BIは、金利要素(預金業務等の規模)、役務要素(役務取引等の規模)、金融商品要素(金融商品取引の規模)の直近3年間の平均値を求め、各要素を合計して算出します。

(3)ILMの算出方法

ILMは、自己資本比率告示第306条に基づき「1」を使用しています。

(4)オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

(5)オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。



金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

	ΔEVE		ΔNII	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
上方パラレルシフト	4,585	4,204	29	0
下方パラレルシフト	—	—	—	—
スティープ化	3,311	3,159		
フラット化				
短期金利上昇				
短期金利低下				
最大値	4,585	4,204	29	0
自己資本額	8,575	8,841		

*ΔEVEとは、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

*ΔNIIとは、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注1)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

《銀行勘定における金利リスクに関する事項》

①リスク管理の方針及び手続の概要

(1)リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としております。金利リスクは、当金庫の全ての金利感応資産・負債を対象として管理しており、重要性を踏まえて金利リスクを計測しております。これら金利リスクの計測については、ΔEVE（金利変動に伴う経済価値の変化量）、ΔNII（金利変動に伴う純金利収入の変化量）、VaR（バリュー・アットリスク）といった金利リスク指標を用いております。

(2)リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明並びにヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

管理指標としては、金利変動による経済価値変化の指標であるΔEVE及び期間損益変化の指標であるΔNIIを複数の金利ストレスシナリオに基づき算出しており、総務部が月次でリスク管理会議及びALM委員会に報告しております。ΔEVEについては、自己資本に占める割合等を勘案しながら、詳細に議論のうえ、削減のための各種施策及びコントロールについての検討を行っています。

(3)金利リスク計測の頻度

銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。

②金利リスクの算定方法の概要

(1)開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	3年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提
固定金利貸出の期限前返済に関する前提	金融庁が定める保守的な前提
定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。

(2)当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- VaRで計測されるリスク量が、金庫で半期毎に設定するリスク・リミットの範囲内に収まっているかどうかをモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標、金利変動が期間損益や自己資本比率に与える影響等もモニタリングしており、モニタリング結果については、経営企画部が月次でリスク管理会議及びALM委員会に報告しております。
- 自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去のストレス事象発生時や、過去一定期間における金利上昇幅を参考に、当金庫の金利リスクの影響を定期的に検証しております。

